

議案第 5 号

富津市税条例の一部を改正する条例の制定について

富津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 8 月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 4 号）の施行に伴い、法人税割の税率を引き下げるとともに当該税率の特例に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

附則第19条の7第1項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同項第1号中「100分の13.5」を「100分の10.9」に改め、同項第2号中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第19条の7第1項の改正規定（「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の富津市税条例第34条の4並びに附則第19条の7第1項第1号及び第2号の規定は、附則第1条本文に定める日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。